

# 平成28年度 定期監査報告 (第5号)

1. 監査の対象 水産経済部〔水産振興課、港湾課、農林課〕
2. 監査の期間 自 平成28年11月7日  
至 平成28年12月2日
3. 監査の場所 監査委員事務局
4. 監査執行者 根室市監査委員 中 本 明  
根室市監査委員 波 多 雄 志
5. 監査の範囲

前記各部課に係る平成27年度における財務に関する事務の執行全般を監査の対象とし、特に次の事項を重点として監査を執行した。

(1) 前回監査の指摘事項の処理状況について

(2) 予算執行の全般的な体制の適否について

(3) 収入事務について

- ① 過誤納金の処理の適否
- ② 調定時期の適否及び会計管理者への通知の当否
- ③ 調定漏れの有無
- ④ 滞納の状況、理由等の調査及び記録の整否
- ⑤ 減免、分納、延納の理由及び法令基準等の適用の適否
- ⑥ 欠損処分に係る法令等の適用の適否
- ⑦ 時効起算の正否及び時効完成に至るまでの徴収経過の当否
- ⑧ 現金引継ぎの正否

(4) 支出事務について

- ① 支出負担行為の適否
- ② 予算目的に反する支出の有無
- ③ 決裁区分の当否及び不当に分割した支出負担行為の有無
- ④ 予算の赤字執行又は年度経過後の執行の有無
- ⑤ 資金前渡金、概算払、前金払等の適否
- ⑥ 資金前渡金の取扱期間及び精算の適否
- ⑦ 負担金、補助金、交付金等の適否
- ⑧ 支出科目の当否

- ⑨ 帳簿等の整理及び現金取扱いの適否
- ⑩ 宗教団体又は公の支配に属さない慈善博愛教育事業のためにする支出の有無
- ⑪ 不要不急又は必要以上に高額な物品購入等の有無
- ⑫ 予算の流用、予備費充用の適否および支出理由、時期、金額等の適否
- ⑬ 年度区分誤りの有無

(5) 契約事務について

- ① 2年以上にわたる契約に係る債務負担行為又は継続費設定等の有無
- ② 配当額を超える契約及び配当前における契約の有無
- ③ 議会の議決を要する契約又はその変更に伴う手続きの有無及び議決前の契約の有無
- ④ 入札、開札、落札手続き又は再入札の適否
- ⑤ 指名競争入札の指名及び通知の適否
- ⑥ 随意契約における相手方の選定及び見積書徴取の適否
- ⑦ 契約不履行及び延滞等の場合の処理の適否
- ⑧ 検査、検収、検定、立会い及び監督の適格者による実施の有無
- ⑨ 検査等の実施時期及びその方法の当否

(6) 財産管理について

- ① 財産取得及び処分並びに手続きの当否
- ② 財産台帳等の財産記録書類の整否
- ③ 損害保険関係事務の当否
- ④ 物品購入の計画性及び効率性の適否
- ⑤ 物品出納簿等帳簿類の整備の適否
- ⑥ 紛失、破産、盗難、廃品、その他不用品の処分の適否
- ⑦ 寄付物品の寄付受け入れ手続きの適否
- ⑧ 債権記録管理の適否
- ⑨ 基金の違法、不当、非効率的な運用の適否
- ⑩ 基金の運用から生じる収益及び管理経費の処理の適否
- ⑪ 貸付金の事務手続き及び運用状況の適否

(7) その他の事務について

- ① 職員出勤簿の整理の適否
- ② 時間外、特殊勤務、旅費支給及び命令票の整理の適否
- ③ 出張に係る復命の良否
- ④ 文書整理、保存の良否

6. 監査の結果及び意見

各部課より提出された関係書類及び諸帳簿等に基づくほか、担当職員より内容の説明を受けるなど、一般監査基準における通査の方法をもって監査を実施したものであ

る。

その結果は、全般としておおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部においてなお改善、是正すべき事項が見受けられたので、内容を検討するとともに、財務事務の適正かつ効率的な執行について、今後一層の努力をされたい。

なお、監査結果については、その都度主管課課長・主査に対し講評し、事務処理上の軽易な事項については、速やかに措置するよう指導したが、その概要については別記のとおりである。

## ◎ 水産経済部

### ● 水産振興課

#### ○ 水産振興担当

#### 1. 収入事務について

##### 【指摘事項】

- (1) 船員手帳手数料及び航行報告証明手数料に係る収納金の取扱いにおいて、特別の理由もなく指定金融機関派出所に払込みが遅れているものが計45件あり、中には最長で約2ヶ月に亘り払込みをせずに収納金を保管した状態で放置しているなど、不適切な公金管理となっている。また、口頭申告処理収入原簿の記入はなされているものの、全件、決裁がなされておらず、管理体制も不十分である。

収納金の取扱いについては前回の定期監査でも同様の指摘を行ったところであるが、改善が見られないので、管理体制を含めた公金の取扱事務について早急には正措置を講じられるとともに、会計規則第33条の規定に基づき、適正に事務処理されたい。

- (2) 漁港利用料の徴収において、利用届出に記載の利用期間やトン数の区分の把握誤りにより、誤徴収しているものが数件あるので精査の上、精算処理されたい。また、届出が欠落しているものが1件あるので、書類の所在を確認の上、適正に事務処理されたい。

#### 2. その他事務について

##### 【指摘事項】

- (1) 公務出張に係る旅費（航空賃）の支給事務において、精算時に搭乗券等の支払った額がわかる証明書類の添付を省略できない区分の割引制度を利用したもののうち、証明書類が添付されていないものが5件あるので、必要書類を確実に添付されるよう適正に事務処理されたい。

#### ○ 水産振興担当（流通加工センター汚水処理事業特別会計）

#### 1. 契約事務について

##### 【指摘事項】

- (1) 根室市水産物産地流通加工センター汚水処理場管理運營業務委託において、
- ①契約書で定める事業実績報告書の提出がなされていないこと。
  - ②随意契約であるが執行伺の段階にも関わらず、添付されている契約書（案）に業者名が記入されていること。
- など、不備が散見されるので、適正に事務処理されたい。

#### ○ 水産指導担当

#### 1. 契約事務について

**【指摘事項】**

- (1) ウニ種苗生産センター整備工事の工事竣工検定書において、竣工届（同日竣工）の届出があり、完成検査は届出があつてから7日以内に行わなければならないが、7日を経過した後に検査を実施しており、契約規則第39条第2項の規定に基づき適正に事務処理されたい。
- (2) 自家用電気工作物保安管理業務、消防設備点検業務、定期清掃業務等（6件）の業務委託において、予定価格の算定根拠となる設計図書等の書類の添付がなく、どのように予定価格を設定したのか不明である。

2. その他事務について

**【指摘事項】**

- (1) 出張命令票の出張命令期間と実出張期間の異なる出張があるが、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事由により出張期間を変更する場合は、職員の旅費に関する条例第5条の規定に基づき、その承認を受けなければならないので、適正に事務処理されたい。

● 港湾課

- 港政担当、港湾管理担当

1. その他事務について

**【指摘事項】**

- (1) 管理職員特別勤務手当の勤務を要する日の支給要件は、午後10時から午前5時までの間であるが、実績簿には対象外の時間帯の勤務が実労働時間数に加算されているものが3件あるので、精査の上、精算処理するとともに、職員給与に関する条例第21条の2第1項の規定に基づき、適正に事務処理されたい。

● 農林課

- 農政担当

1. 契約事務について

**【指摘事項】**

- (1) 農業会館維持管理業務委託及び航空機賃貸借契約において、予定価格の算定根拠となる設計図書等の書類の添付がなく、どのように予定価格を設定したのか不明であるので、適正に事務処理されたい。

2. 財産について

**【指摘事項】**

- (1) 農業会館の使用を許可する際の使用許可書の交付が一部を除いて交付されていないので、農業会館条例施行規則第3条の規定により、適正に事務処理されたい。

- 林務担当・自然保護担当（林務）

## 1. 支出事務について

### 【指摘事項】

- (1) 支出負担行為併用兼支出命令書に添付されている請求書において、消費税及び地方消費税の税率を5%で計算して請求されているものがあるので、請求内容を十分確認され適正に事務処理されたい。

○ 林務担当・自然保護担当（自然保護）

## 1. 契約事務について

### 【指摘事項】

- (1) ネイチャーセンター等清掃委託業務の入札予定価格調書において、予定価格を消費税及び地方消費税額の1円未満の端数を切り捨てせずに設定していること、及び算定根拠となる委託業務設計図書の設計額と異なる高い価格の設定となっているので、適正に事務処理されたい。なお、落札価格は、設計額の範囲内となっているものである。
- (2) 春国岱原生野鳥公園トイレ浄化槽保守点検委託業務において、完了報告書及び完了検査書の日付は委託期間最終日の3月10日となっているが、委託期間経過後の3月16日に、汚泥汲み取りを含む保守点検が実施されているので、常に進捗状況を把握され、委託期間内の業務完了となるよう、受託業者への指導を行うとともに適正な事務処理に努められたい。